

健 第 6579 号

令和2年(2020年)1月29日

一般社団法人佐賀県医師会長  
郡市医師会長  
一般社団法人佐賀県歯科医師会長  
一般社団法人佐賀県薬剤師会長  
公益社団法人佐賀県獣医師会長  
公益社団法人佐賀県看護協会会長  
一般社団法人佐賀県臨床検査技師会長

様

佐賀県健康福祉部健康増進課長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の施行について(通知)

本県の感染症行政につきましては、日頃から御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、「新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第6条第8項の指定感染症として定める等の政令等が令和2年(2020年)1月28日に公布され、令和2年(2020年)2月7日から施行される旨、令和2年1月28日付け健発0128第5号で厚生労働省健康局長から通知がありました。

つきましては、適切な運用をお願いするとともに、貴会員への周知をお願いします。

改正の概要

1 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の制定

(1) 新型コロナウイルス感染症を感染症法第6条第8項の指定感染症として定めること。

(第1条関係)

(2) 感染症法第7条第1項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の施行の日以後同日から起算して一年を経過する日(令和3年2月6日)までの期間とすること。

(第2条関係)

(3) 新型コロナウイルス感染症については、感染症法第8条第1項、第12条(第4項及び第5項を除く。)、第15条(第3項については、第1号、第4号、第7号及び第10号に係る部分に限る。)、第16条から第25条まで、第26条の3から第30条まで、第34条、第35条、第36条(第4項を除く。)、第37条、第38条第3項から第6項まで及び第9項、第39条第1項、第40条から第44条まで、第57条(第4号から第6号までを

除く。)、第 58 条(第 8 号、第 9 号、第 11 号、第 13 号及び第 14 号を除く。)、第 59 条、第 61 条第 2 項及び第 3 項、第 63 条、第 63 条の 2、第 64 条第 1 項、第 65 条、第 65 条の 3 並びに第 66 条の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)を準用するとともに、所要の読み替えをすること。(第 3 条関係)なお、新型コロナウイルス感染症については、別紙に掲げる感染症法上の措置を主として講じることができるものであること。

(4)(3)において準用する感染症法の規定により都道府県等が処理する事務のうち、第一号法定受託事務を規定すること。(第 4 条関係)

(5)その他必要な経過措置を定めるとともに、関係政令について所要の改正を行うこと。

## 2 検疫法施行令の一部改正

(1) 検疫法(昭和 26 年法律第 201 号)第 2 条第 3 号の政令で定める感染症として新型コロナウイルス感染症を定めること。(第 1 条関係)

(2) 新型コロナウイルス感染症の病原体の有無に関する検査の手数料を 4,200 円と定めること。(別表第 2 関係)

## 3 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第 3 条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読み替えに関する省令の制定

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第 3 条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成 10 年厚生省令第 99 号)の規定を準用する場合における所要の読み替えをすること。(本則関係)

## 4 検疫法施行規則の一部改正

新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したおそれのある者については、仮検疫済証に付する期間は 336 時間を超えてはならないものとすること。(第 6 条第 3 項関係)

佐賀県健康福祉部健康増進課  
感染症対策担当 南  
TEL: 0952-25-7075  
FAX: 0952-25-7268  
E-mail: kansensyou@pref.saga.lg.jp

新型コロナウイルス感染症について講じることのできる主な感染症法上の措置

- ・疑似症患者に対する適用（第8条第1項）
- ・医師の届出（第12条）
- ・感染症の発生の状況、動向及び原因の調査（第15条）
- ・健康診断（第17条）
- ・就業制限（第18条）
- ・入院（第19条及び第20条）
- ・移送（第21条）
- ・退院（第22条）
- ・検体の収去等（第26条の3）
- ・検体の採取等（第26条の4）
- ・感染症の病原体に汚染された場所の消毒（第27条）
- ・ねずみ族、昆虫等の駆除（第28条）
- ・物件に係る措置（第29条）
- ・死体の移動制限等（第30条）
- ・質問及び調査（第35条）
- ・入院患者の医療（第37条）

※ 上記措置に附隨する関係規定は省略している

※ 括弧内は、感染症法の条文番号



健発 0128 第5号  
令和2年1月28日

各〔都道府県知事  
保健所設置市市長  
特別区区長〕殿

厚生労働省健康局長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の施行について（施行通知）

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）については、海外における新型コロナウイルス感染症の発生の状況等に鑑み、本日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）、検疫法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第12号）、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読み替えに関する省令（令和2年厚生労働省令第9号）及び検疫法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第10号）が公布されたところである（別添参照）。

これらの命令は、海外における新型コロナウイルス感染症の発生の状況等に鑑み、国内で患者が発生した場合に備え、当該患者に対して適切な医療を公費により提供する体制や検疫体制を整備すること等のため、所要の措置を講じるものである。

これらの命令の概要等は下記のとおりであるので、貴職におかれでは、内容を十分御了知いただきとともに、貴管内市町村及び関係機関等へ周知を図り、その施行に遺漏なきを期されたい。

## 記

### 第一 概要

- 1 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の制定
  - (1) 新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第8項の指定感染症として定めること。（第1条関係）
  - (2) 感染症法第7条第1項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の施行の日以後同日から起算して一年を経過する日（令和3年2月6日）までの期間とすること。（第2条関係）
  - (3) 新型コロナウイルス感染症については、感染症法第8条第1項、第12条（第4項及び第5項を除く。）、第15条（第3項については、第1号、第4号、第7号及び第10号に係る部分に限る。）、第16条から第25条まで、第26条の3から第30条まで、第34条、第35条、第36条（第4項を除く。）、第37条、第38条第3項から第6項まで及び第9項、第39条第1項、第40条から第44条まで、第57条（第4号から第6号までを除く。）、第58条（第8号、第9号、第11号、第13号及び第14号を除く。）、第59条、第61条第2項及び第3項、第63条、第63条の2、第64条第1項、第65条、第65条の3並びに第66条の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用するとともに、所要の読み替えをすること。（第3条関係）  
なお、新型コロナウイルス感染症については、別紙に掲げる感染症法上の措置を主として講じることができるものであること。
  - (4) (3)において準用する感染症法の規定により都道府県等が処理する事務のうち、第一号法定受託事務を規定すること。（第4条関係）
  - (5) その他必要な経過措置を定めるとともに、関係政令について所要の改正を行うこと。

### 2 検疫法施行令の一部改正

- (1) 検疫法（昭和26年法律第201号）第2条第3号の政令で定める感染症として新型コロナウイルス感染症を定めること。（第1条関係）
- (2) 新型コロナウイルス感染症の病原体の有無に関する検査の手数料を4,200円と定めること。（別表第2関係）

### 3 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行

## 規則の規定を準用する場合の読み替えに関する省令の制定

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）の規定を準用する場合における所要の読み替えをすること。（本則関係）

## 4 検疫法施行規則の一部改正

新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したおそれのある者については、仮検疫済証に対する期間は336時間を超えてはならないものとすること。（第6条第3項関係）

## 第二 施行期日等

- 1 第一の命令は、公布の日から起算して10日を経過した日（令和2年2月7日）から施行すること。
- 2 第一の1の新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び同3の新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読み替えに関する省令は、同1の（2）の期間の末日限り、その効力を失うこと。

## 第三 その他

- 1 この改正は、令和2年2月7日から適用すること。
- 2 感染症発生動向調査事業実施要綱（平成11年3月19日付け健医発第458号）の一部改正については、別途通知する予定であること。

新型コロナウイルス感染症について講じることのできる主な感染症法上の措置

- ・ 疑似症患者に対する適用（第8条第1項）
- ・ 医師の届出（第12条）
- ・ 感染症の発生の状況、動向及び原因の調査（第15条）
- ・ 健康診断（第17条）
- ・ 就業制限（第18条）
- ・ 入院（第19条及び第20条）
- ・ 移送（第21条）
- ・ 退院（第22条）
- ・ 検体の収去等（第26条の3）
- ・ 検体の採取等（第26条の4）
- ・ 感染症の病原体に汚染された場所の消毒（第27条）
- ・ ねずみ族、昆虫等の駆除（第28条）
- ・ 物件に係る措置（第29条）
- ・ 死体の移動制限等（第30条）
- ・ 質問及び調査（第35条）
- ・ 入院患者の医療（第37条）

※ 上記措置に附隨する関係規定は省略している

※ 括弧内は、感染症法の条文番号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令をここに公布する。

令和二年一月二十八日

内閣總理大臣 安倍晋三

政令第十一号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令

内閣は、恩賜冠の子爵及び恩賜冠の伯爵に対する恩賞に関する法律(平成二十年法律第二百四号)第六条第八項、第七十条第一項及び第六十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

**第一条** 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対し、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）であるものに限る。次条及び第三条（同条の表を除く。）において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下

第二条第一項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、この政令の

**第三条** 新型コロナウイルス感染症については、法第八条第一項、第十二条（第四項及び第五項を除く。）、第十五条（第三項については、第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）、第十六条から第二十五条まで、第二十六条の三から三十条まで、第三十四条、第三十五条、第三十六条（第四項を除く。）、第三十七条、第三十八条第三項から第六項まで及び第九項、第三十九条第一項、第四十条から第四十四条まで、第五十七条（第四号から第六号までを除く。）、第五十八条（第八号、第九号、第十号、第十三号及び第十四号を除く。）、第五十九条、第六十一条第二項及び第三項、第六十三条、第六十三条の二、第六十四条第一項、第六十五条、第六十五条の三並びに第六十六条の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号。以下この条において「令」という。）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第八条第一項

二類感染症

新型コロナウイルス感染症

法第十二条第一項 及び第二項	法第十六条の三第一項 及び第二項	法第十五条第九項	法第十五条第六項	法第十五条第五項	法第十五条第三項第四号	法第十五条第三項第一項及び第二項	法第十二条第六項	法第十二条第二項	次に掲げる者
一類インフルエンザ等感染症 二類感染症又は新型コロナウイルス感染症	から前条まで	第三項	一類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者若しくは無症状病原体保有者	一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者若しくは無症状病原体保有者	一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者若しくは無症状病原体保有者	一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者若しくは無症状病原体保有者	第一項各号に規定する感染症	直ちに 同項第一号に掲げる者について 七日以内にその者の年齢、性別 その他の厚生労働省令で定める事 項を最寄りの	第一号に掲げる者については直 ちに 、第二号に掲げる者については 同項第一号に掲げる者に係るも のにつけでは直ちに、同項第二 号に掲げる者に係るものについ ては厚生労働省令で定める期間 内に
新型コロナウイルス感染症	(第四項及び第五項を除く。)及び第七号及 び第十号に係る部分に限る。(第七号及 び第十号に係る部分に限る。)第十五 条(第三項に係る部分に限る。)第 四号(第三項に係る部分に限る。)及 び第十号に係る部分に限る。		新型コロナウイルス感染症の患者若 しくは無症状病原体保有者	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症の患者若 しくは無症状病原体保有者	新型コロナウイルス感染症	直ちに 最寄りの	直ちに は無症状病原体保有者	新型コロナウイルス感染症の患者又 は無症状病原体保有者





(事務の区分)	令第六条	第二十五条第六項(法第二十六 条において準用する場合を含 む)	第二十五条第六項
	令第一十五条第一項	第四号	第九号まで及び第十四号
	令第二十七条第一項	第七号まで	第三号

第四条 前条において準用する法第十二条(第四項及び第五項を除く)、第十五条(第二項、第五項及び第六項を除く)、第三項については第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。)、第十六条の三(第二項、第四項及び第十一項を除く)、第十七条、第十八条第一項、第三項及び第四項、第十九条第一項、第三項及び第五項、第二十条第一項から第五項まで、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十五条第四項、第二十六条の三(第二項及び第四項を除く)、第二十六条の四(第二項及び第四項を除く)並びに第三十八条第五項及び第九項(第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る)の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされる事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一条第九項第一号に規定する第一号法定委託事務とする。

1 (旅行期止) この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。  
(この政令の失効)

この政令は、第二条に規定する期間の末日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用及びその時までに第三条において準用する法第五十七条（第四号から第六号までを除く。）若しくは第五十八条（第八号、第九号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）の規定により支弁する費用、第三条において準用する法第五十九条若しくは第六十一条第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金又は第三条において準用する法第六十三条の規定により徴収することができる実費については、この政令は、その時以後も、なおその効力を有する。

（地方自治法施行令の一部改正）

（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。  
別表第一に次のよつに加える。

總務大臣 高市早苗  
厚生労働大臣 加藤勝信  
内閣総理大臣 安倍晋三

御名御璽

検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

令和2年1月二十八日

内閣総理大臣 安倍晋三

## 政令第十二号

検疫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二条第三号及び第二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「ジカウイルス感染症」の下に「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）であるものに限る。別表第二において単に「新型コロナウイルス感染症」という。」を加え、「別表第二」を「同表」に改める。

別表第二人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の項中「ジカウイルス感染

症	ジカウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症
○円	一件につき 二、五〇〇円	一件につき 四、二〇

に改める。

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 加藤勝信  
内閣総理大臣 安倍晋三

## ○厚生労働省令第九号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条の規定により感染症の予防及び感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条の規定により感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読み替えに関する省令

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条の規定により感染症の予防及び感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条の規定により感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第十九号）の規定を準用する場合においては、同令第八条第一項第一号中「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症」とあるのは、「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。」と、同条第五項第二号中「一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症」とあるのは、「新型コロナウイルス感染症」と、同令第十二条第二項第三号及び第三項第一号中「中東呼吸器症候群」とあるのは、「新型コロナウイルス感染症、中東呼吸器症候群」と読み替えるものとする。

## 附 則

## （施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。  
(この省令の失効)
- 2 この省令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。

## ○厚生労働省令第十号

検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第四十一条の規定に基づき、検疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

## 検疫法施行規則の一部を改正する省令

## 検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のよう改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
(仮) 検疫済証の様式等	
第六条 (略)	第六条 (略)
2 法第十八条第一項の規定により前項の仮検疫済証に付する期間は、次に掲げる時間を超えてはならない。	2 法第十八条第一項の規定により前項の仮検疫済証に付する期間は、次に掲げる時間を超えてはならない。
一・二 (略)	一・二 (略)
三 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の病原体に感染したおそれのある者があるときは、三百三十六時間	三 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の病原体に感染したおそれのある者があるときは、三百三十六時間
四 九 (略)	三八 (略)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

